

平成 24 年 6 月 27 日
運輸安全委員会

旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告に
基づく完了報告について

運輸安全委員会は、平成 21 年 4 月 30 日に沖縄県竹富町西表島北東方沖で発生した旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故の調査において、平成 23 年 3 月 25 日に事故調査報告書の公表とともに原因関係者である有限会社安栄観光に対して別添 1 のとおり勧告を行い、勧告に基づく措置の状況（実施計画書）について別添 2 のとおり同社から報告を受けていたところですが、今般、別添 3 のとおり同社から勧告に基づく措置の完了報告を受けましたのでお知らせします。

なお、同社からの完了報告は勧告の内容を反映したものとなっています。

運委参第 642 号
平成 23 年 3 月 25 日

有限会社安栄観光
代表取締役社長 殿

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇弘

旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告について

本事故は、第九十八あんえい号が、基準経路から外れて西表島北東方沖のリーフ沿いに波高約 1.5 m～2 m の東北東からの連続した波を左舷船首から受けて東南東進中、船長が左舷船首方から接近する大波の接近に直前まで気付かず原速力で航行していたため、船首がその大波の波頂に乗って波間に落下し、前部客室の旅客 2 人が、座席から身体が浮いて離れた後、座席に自由落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。

本事故において、貴社が、安全管理規程に基づき、乗組員に対し、貴社の運航基準等について、適切な安全教育を行っていなかったことは、本事故の発生に関与したものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果に鑑み、旅客の安全を確保するため、貴社に対して、運輸安全委員会設置法第 27 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第 2 項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

記

1 安全管理規程等に係る安全教育について

貴社は、貴社の運航基準等について、乗組員に対し、荒天時の安全運航方策等の

内容を踏まえた適切な安全教育を継続的に行い、これらを乗組員に遵守させること。

2 運航する旅客船の実情に応じた荒天時安全運航マニュアルの作成及び遵守について

貴社は、安全管理規程を確実に実施するため、運航する旅客船の大きさ、客室の状況などを考慮して、経路、速力、シートベルトの着用、船体の動揺の少ない客室への誘導など、荒天時の安全対策について検討し、荒天時安全運航マニュアルとしてとりまとめ、同マニュアルを乗組員に教育し、確実に遵守させること。

平成23年12月1日

運輸安全委員会

委員長 後藤昇弘 殿

有限会社 安栄観光
代表取締役

旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告
に基づく講ずべき措置の実施計画について

1. 安全管理規程等に係る安全教育についての実施計画

(乗組員に対し、運航基準等及び荒天時の安全運航方策等の内容を踏まえた適切な安全教育を継続的に行い、これらを遵守させること。)

①旅客船の安全運航等について安全教育を実施する。(別紙1参照)

②教材として以下のものを使用する。

イ DVD教材等の活用

DVDタイトル「安全運航 ヒヤリハットを活かす」

DVDタイトル「安全運航 ヒューマンエラーをいかに防ぐか」

DVDタイトル「安全運航 小型船&高速船&超高速船」

DVDタイトル「操練の重要性」「緊急時の対応」旅客船の接客サービス」

ロ 平成20年2月18日付「冬季・荒天下における高速旅客船の安全運航及び旅客の安全に係る方策等について」(別紙2参照)

ハ 「冬季における高速旅客船の安全運航について 乗客の安心・安全のために」(別紙3参照)

二 安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準等を含む)(別紙4参照)

③船舶の分野のみならず、他の交通分野の専門家等に講師を依頼して、安全講習会を実施する。(別紙5参照)

④乗組員の理解度を把握するため、安全講習会にて運航管理者又は運航管理補助者が乗組員に対して運航管理規程等の数値を理解しているかなどの質問形式のヒアリング等を行う。

※①～③については、既に始めており、④については、今後実施する予定



2. 運航する旅客船の実情に応じた荒天時安全運航マニュアルの作成及び遵守についての実施計画

(安全管理規程を確実に実施するため、運航する旅客船の大きさ、客室の状況等を考慮して、経路、速力、シートベルトの着用、船体の動揺の少ない客室への誘導など、荒天時の安全運航マニュアルとしてとりまとめ、同マニュアルを乗組員に教育し、確実に遵守させること。)

①「冬季・荒天下における高速旅客船の安全運航及び旅客の安全に係る方策等について」をベースとして、シートベルト着用や船内巡視などについての「荒天下における旅客への安全対策要領」と各航路の運航基準図に注意事項(例えばジェット船の注意事項や各航路における風向の別、波が高い場合などに応じた注意事項等)を記載した「荒天時運航の注意事項」を添付したものを「荒天時安全運航マニュアル」として作成する。

なお、具体的な速力や針路等を数値化してマニュアルにすることも検討したが、気象条件によっては、速力を落とし過ぎると舵が効かなくなるなど、具体的数値を示すことは難しいことから、航路別に注意すべき事項を記載するなどしてマニュアルの作成を検討する。

- ②同マニュアルは弊社が主催する「安全講習会」等で乗組員の安全教育資料とする。
- ③同マニュアルについての理解度を把握するため、安全講習会にて運航管理者又は運航管理補助者が乗組員に対して質問形式のヒアリング等を行う。

3. 完了報告期限

- ① 既に実施しているものも含め、1-①～④については、平成24年3月31日までに完了報告を行う。
- ② 2-①～③については、平成24年3月31日までに完了報告を行う。
- ③ 完了報告にあたっては、実施状況が把握できるような資料や写真を添付する。

①安全管理規程等に係る安全教育について

安全講習会年間教育実施計画書

平成23年1月～12月

月	内容	備考
1月	安全講習会 ※年末・年始の安全総点検	社内
2月	安全講習会 ※安全管理規程について	社内
3月	社員全体会議 ※夏季時刻表変更について 運航管理者研修	社内 社外
4月	安全講習会 ※ゴールデンウィーク多客期について	社内
5月	安全講習会 ※台風時の対応について	社内
6月	安全講習会	社内
7月	安全講習会 ※夏期多客期について	社内
8月	安全講習会 ※安全管理規程について	社内
9月	全体会議 ※冬季時刻表変更について 船員安全衛生月間	社内
10月	安全講習会 ※団体・修学旅行多客期について	社内
11月	乗組員研修会	(社)沖縄旅客船協会
12月	安全講習会 ※年末・年始の安全総点検	社内
<p>備 考</p> <p>①重大事故等緊急を伴う対応は、適宜実施する。 ②社外の講習、研修等 ③朝礼による安全運航の確認(気象情報等及び事務連絡)</p>		

安全講習会年間教育実施計画書

平成24年1月～12月

月	内容	備考
1月	安全講習会 ※年末・年始の安全総点検	社内
2月	安全講習会 ※安全管理規程について	社内
3月	社員全体会議 ※夏季時刻表変更について 運航管理者研修	社内 社外
4月	安全講習会 DVD鑑賞「ヒューマンエラーをいかに防ぐか」 ※ゴールデンウィーク多客期について	社内
5月	安全講習会 ※台風時の対応について(講演会予定)	社内 講師依頼予定
6月	安全講習会	社内
7月	安全講習会 ※夏期多客期について	社内
8月	安全講習会 ※安全管理規程について	社内
9月	全体会議 ※冬季時刻表変更について 船員安全衛生月間	社内
10月	安全講習会「冬期荒天時の運航について」 ※団体・修学旅行多客期について	社内
11月	乗組員研修会	(社)沖縄旅客船協会
12月	安全講習会 ※年末・年始の安全総点検	社内
<p>備考</p> <p>①重大事故等緊急を伴う対応は、適宜実施する。 ②社外の講習、研修等 ③朝礼による安全運航の確認(気象情報等及び事務連絡) ④講師をお招きしての講習会の実施。</p>		

以下の添付資料については掲載を省略

別紙－２ 「冬季・荒天下における高速旅客船の安全運航及び旅客
の安全に係る方策等について」

別紙－３ 「冬季における高速旅客船の安全運航について 乗客の
安心・安全のために」

別紙－４ 「安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準等）」

別紙－５ 「安全運転講習」

運輸安全委員会事務局

平成24年4月23日

運輸安全委員会

委員長 後藤昇弘 殿

有限会社 安栄観光
代表取締役

旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告
に基づく措置の完了報告について

1. 安全管理規程等に係る安全教育についての実施計画

(乗組員に対し、運航基準等及び荒天時の安全運航方策等の内容を踏まえた適切な安全教育を継続的に行い、これらを遵守させること。)

○安全講習会年間教育実施計画書に沿って安全講習会を開催し、安全運航等についての安全教育を実施した。

○乗組員の理解を把握するため、平成24年2月21日に開催した安全講習会において、乗組員に対してアンケート調査を実施した。アンケート結果を踏まえ、理解度が不足していると思われる乗組員に対しては、再度講習会を実施した。

2. 運航する旅客船の実情に応じた荒天時安全運航マニュアルの作成及び遵守について

(安全管理規程を確実に実施するため、運航する旅客船の大きさ、客室の状況等を考慮して、経路、速力、シートベルトの着用、船体の動揺の少ない客室への誘導など、荒天時の安全運航マニュアルとしてとりまとめ、同マニュアルを乗組員に教育し、確実に遵守させること。)

○シートベルト着用や船内巡視などについての「荒天下における旅客への安全対策要領」と各航路の運航基準図に注意事項(例えばジェット船の注意事項や各航路における風向の別、波が高い場合などに応じた注意事項等)を記載した「荒天時安全運航マニュアル案」を作成し、平成24年2月21日に開催した安全講習会において、乗組員に対して教育も兼ねて説明した。また、乗組員から意見を聞き、これらの意見も参考にし、当該マニュアルを完成させた。

また、平成24年3月8日付け、国土交通省海事局通達「小型高速船の安全対策について」に基づき、作成した「荒天時安全運航マニュアル」を、4月20日に沖縄総合事務局八重山運輸事務所に届出している。

○海上がしけている場合に気をつけていることについて、乗組員からアンケートを行い、
運航上参考になると思われる情報が得られたので、当該アンケート結果を全乗組員へ
伝えた。